

管理者				局長		課長	専決	係長		精算者		設計者	
令和7年度			神戸配水池、神戸第2配水池および新有賀配水池計装盤等更新工事に伴う設計業務委託 設計書										
諏訪市 神戸配水池 地内ほか													
設 計 大 要									履 行 方 法		委 託		
電気計装設備設計業務 一式									履 行 期 間		日 間		
									起工年月日		令和 年 月 日		
									完了年月日		令和8年 3月31日		
									契約保証方法		金銭的保証		
		業務設計用紙 諏 訪 市											

起 工 理 由

金

内 訳 明 細 書

業 務 内 訳 書						
No	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	直接人件費	式	1.0			第1～9号内訳書
2	直接経費	式	1.0			
3	その他原価	式	1.0			
	業務原価合計					上記の 1～3
	一般管理費等	式	1.0			
	業務価格					
				÷		
	消費税相当額	式	1.0			委託費小計の10.0%計上
	合 計					

直接経費						
No	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	備 考
1	電子成果品作製費	式	1.0			
	小計					
	合 計					

直接人件費						
No	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	設計協議(3工種)	業務	1.0			第1号内訳書
2	現地調査(3工種)	箇所	3.0			第2号内訳書
3	既存資料収集・整理(3工種)	箇所	3.0			第3号内訳書
4	神戸配水池 計装盤更新基本設計	式	1.0			第4号内訳書
5	神戸配水池 計装盤更新詳細設計	式	1.0			第5号内訳書
6	神戸第2配水池 計装盤更新基本設計	式	1.0			第6号内訳書
7	神戸第2配水池 計装盤更新詳細設計	式	1.0			第7号内訳書
8	新有賀配水池 計装盤更新基本設計	式	1.0			第8号内訳書
9	新有賀配水池 計装盤更新詳細設計	式	1.0			第9号内訳書
	小計					
	合 計					

設計協議(3工種)

[illegible]

現地調査(3工種)

[illegible]

既存資料収集・整理(3工種)

[illegible]

[illegible]

神戸配水池 計装盤更新詳細設計

[illegible]

神戸第2配水池 計装盤更新基本設計

[illegible]

神戸第2配水池 計装盤更新詳細設計

[illegible]

新有賀配水池 計装盤更新基本設計

[illegible]

新有賀配水池 計装盤更新詳細設計

[illegible]

令和 7 年度 神戸配水池、神戸第 2 配水池および
新有賀配水池計装盤等更新工事に伴う設計業務委託

特記仕様書

令和 7 年 10 月

諏訪市水道局 施設課

令和7年度 神戸配水池、神戸第2配水池および新有賀配水池 計装盤等更新工事に伴う設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という）は、本仕様書に基づき、神戸配水池、神戸第2配水池および新有賀配水池の計装盤等設備更新の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

1.2 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。特に定めのない事項については、長野県建設部制定の「設計業務等共通仕様書」の最新版に準ずるものとする。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た個人情報や設計内容等を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務の実施に当たり、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手及び完了に当って、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
 - ・業務着手届　・業務工程表　・技術者届　・業務履行届　・請求書なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

1.9 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（電気電子部門：電気設備）の資格保有者でなければならない。また、過去 5 年間の間に長野県内の水道事業体が発注した配水池又は配水池設備の詳細設計業務もしくは基本設計業務の実績を有していること。
- (3) 照査技術者は、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又は R C C M（上下水道部門：上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。また、過去 5 年間の間に長野県内の水道事業体が発注した配水池又は配水池設備の詳細設計業務もしくは基本設計業務の実績を有していること。
- (4) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な担当技術者を配置しなければならない。

1.10 疑義等の措置

受託者は、業務上で必要と認められたもので、本仕様書に明記されていない事項については、事前に委託者と協議して、明確にしておかなければならない。

ただし、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要と思われる事項については、受託者の責任において検討し、その成果を添付する。

1.11 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、変更理由を明確にし、変更業務計画書を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、監督員が指示した事項について、さらに詳細な業務計画書及び資料を提出しなければならない。

1.12 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には速やかに監督員と協議し、変更工程表を提出しなければならない。

1.13 成果品

- (1) 受託者は、業務完了後に監督員の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (4) 成果品は、全て委託者に帰属する。

1.14 引渡し

特記仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市検査員の検査をもって業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を行ったとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。

1.17 資料の貸与及び返却

- (1) 計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与する。
- (2) 貸与された図面及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却する。
- (3) 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復する。

- (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められている資料については、複写してはならない。

1.18 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本特記仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本特記仕様書に定めない事項は、委託者と受託者の双方協議によるものとする。
- (2) 業務内容に著しい変更があった場合には、別途協議する。
- (3) 設計図書及び特記仕様書等に定めない業務を新たに行う必要がある場合は、別途協議する。
- (4) 受託者は、令和 7・8・9 年度諏訪市入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札公告日現在において、長野県内に本店又は委任先を有する者であり、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による建設コンサルタントの「上水道及び工業用水道」部門の登録を有している者であること。
- (5) 受託者は、当市が過去に実施した「諏訪市上水道事業経営(変更)認可申請書」を把握し、技術提案並びに設計業務を遂行すること。
- (6) 現地調査、基本条件の確認及び維持管理方法の検討の結果、電気以外の機械及び建築の 2 工種についても設計業務が必要と判断される場合の対応については、別途協議する。

第2章 業務の概要

2.1 業務方針

本業務は、神戸配水池、神戸第2配水池および新有賀配水池の計装盤等設備の更新詳細設計を行うものであり、水道受給者への水量的・水質的・水圧的安定供給を図ることを基本方針とする。

2.2 履行期間

契約日 から 令和8年（2025年）3月31日 までとする。

2.3 業務の対象

(1) 神戸配水池

- ・ 位置 神戸配水池 地内
- ・ 容量 $V_e = 4,224\text{m}^3$
- ・ 更新対象計装盤等設備

名 称	数 量	備 考
送水ポンプ動力盤	1 面	屋内自立型（列盤）H1,700×W1,200×D600
計装盤（神戸第2配水池監視）	1 面	屋内自立型（列盤）H1,700× W800×D600
計装テレメータ盤（配水池監視）	1 面	屋内自立型（列盤）H1,700×W1,000×D600
流量調節弁盤	1 面	屋内自立型（列盤）H1,700×W1,000×D800
神戸配水池水位計	2 台	投込式水位計
神戸第2配水池送水流量計	1 台	電磁流量計（変換器盤含む）
神戸配水池配水流量計	1 台	超音波流量計（変換器盤含む）

※更新レベル：レベル1（機械・電気設備の大幅な仕様変更を伴わない更新）

(2) 神戸第2配水池

- ・ 位置 神戸第2配水池 地内
- ・ 容量 $V_e = 907\text{m}^3$
- ・ 更新対象計装盤等設備

名 称	数 量	備 考
神戸第2配水池計装盤	1 面	屋内自立形 H1,700×W800×D600
神戸第2配水池水位計	1 台	投込式水位計
神戸第2配水池配水流量計	1 台	電磁流量計

※更新レベル：レベル1（機械・電気設備の大幅な仕様変更を伴わない更新）

(3) 新有賀配水池

- ・ 位 置 新有賀配水池 地内
- ・ 容 量 $V_e = 907 \text{ m}^3$
- ・ 更新対象計装盤等設備

名 称	数 量	備 考
取水ポンプ盤	1 面	屋内自立型（列盤） H1, 900×W800×D800
新有賀水源計装盤	1 面	屋内自立型（列盤） H1, 900×W1, 000×D800
テレメータ盤	1 面	屋内自立型（列盤） H1, 900×W600×D800
薬注制御盤	1 面	屋内壁掛型 H800×W600×D300
井戸水位計	1 台	投込式水位計
配水池水位計	1 台	投込式水位計

※更新レベル：レベル 1(機械・電気設備の大幅な仕様変更を伴わない更新)

2.4 業務内容

神戸配水池、神戸第 2 配水池および新有賀配水池の計装盤等設備の更新を行うにあたり、必要な設計協議、現地調査、基本条件の確認、維持管理方法の検討及び詳細設計を行う。

2.4.1 設計協議

初回、中間 1 回、最終の計 3 回を標準とし、別途協議が必要と判断される場合には随時実施する。

- (1) 初回協議：業務内容、業務工程、貸与資料の確認等。
- (2) 中間協議：検討内容の中間報告、業務で発生する諸条件の処理に関する確認。
- (3) 最終協議：業務完了時の成果品納入と総括説明及び検収。

2.4.2 現地調査

受託者は、貸与資料を基に現地調査を行い、計装盤等設備の更新実施設計に必要な条件等の事項を確認する。

2.4.3 基本条件の確認

神戸配水池、神戸第 2 配水池および新有賀配水池の取水・配水量、規模、容量、水位、環境条件等の基本諸元の確認及び整理を行う。

2.4.4 維持管理方法の検討

神戸配水池、神戸第 2 配水池および新有賀配水池の構造形式及び施設や設備の

維持管理方法を検討する。

2.4.5 更新詳細設計

(1) 設計計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

(2) 計算

受託者は、貸与資料、現地調査を基に、構造計画、施工性、経済性、維持管理、環境等の観点に照らし整理、評価し実施設計に必要な各種計算、技術検討を行う。

(3) 設計図作成

受託者は、設計条件により必要な設計計算を行い、計算結果に基づく設計図面の作成を行う。

(4) 数量計算

受注者は、設計業務の成果に従い数量計算書を作成し、概算工事費を算出する。

(5) 審査

検討の際には技術資料等の諸条件を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう審査し報告する。

2.5 成果品

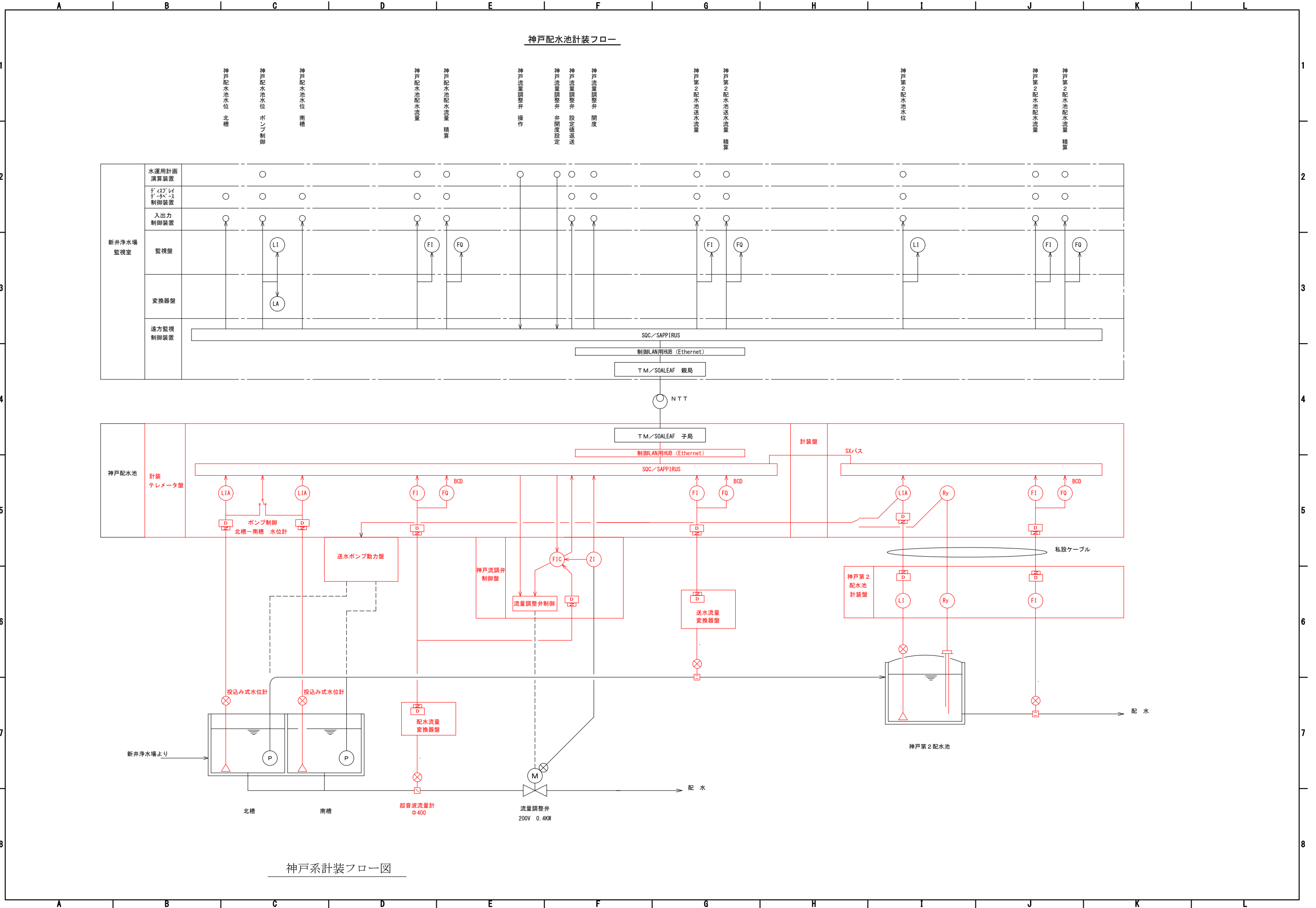
提出する成果品は、以下のとおりとする。ただし、詳細については提出前に監督員と協議を行うこと。

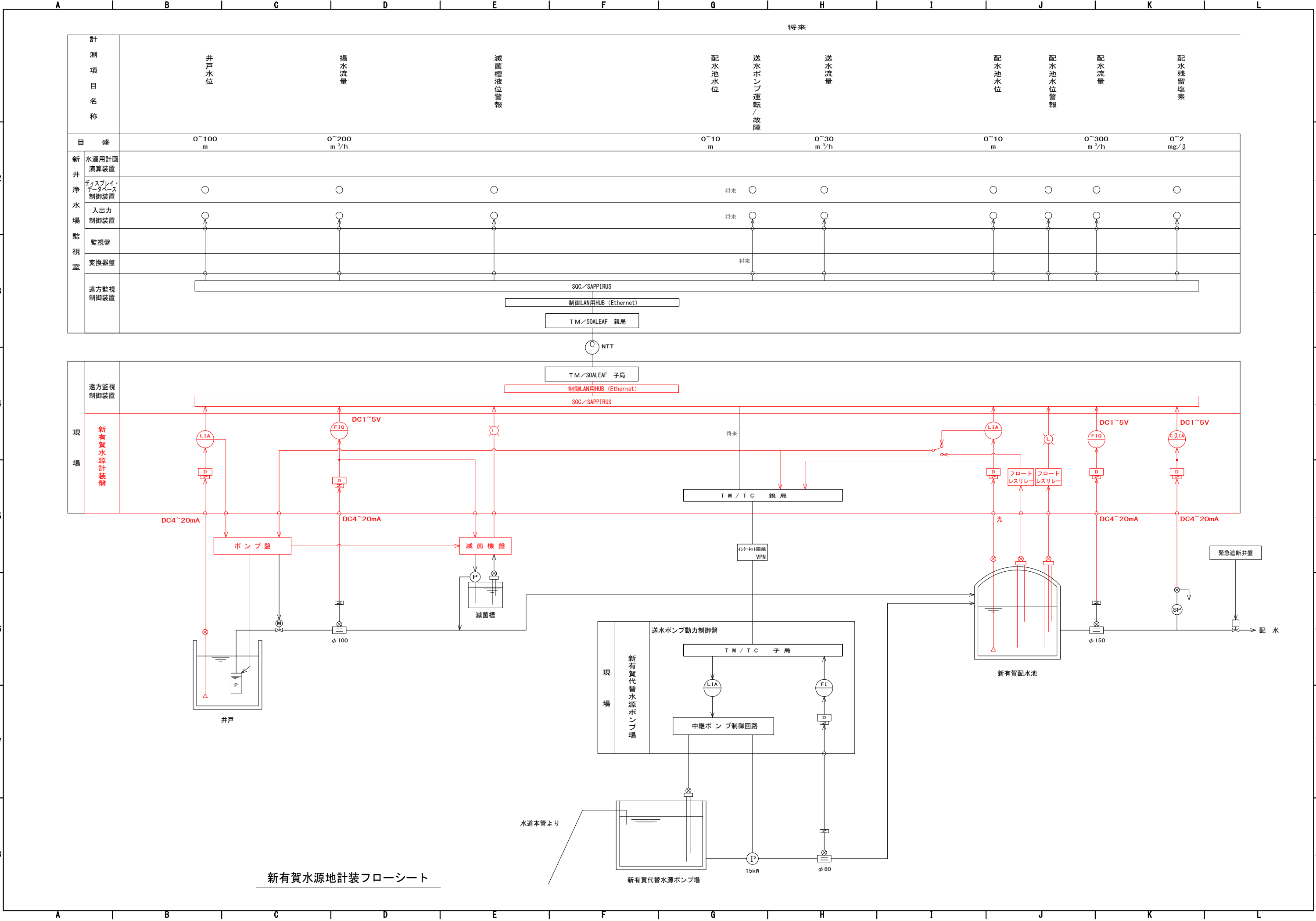
(1) 業務報告書 (A4 版)	1 部
(2) 各種検討書 (A4 版)	1 部
(3) 各種計算書 (A4 版)	1 部
(4) 参考事業費 (工事費) 算出根拠 (A4 版)	1 部
(5) 工事仕様書 (A4 版)	1 部
(6) 各種図面、資料 (A4 版又は A3 版)	1 部
(7) 打合記録書 (A4 版)	1 部
(8) 同上電子データ (CD)	1 式

2.6 準拠法令及び基準

業務は、以下の仕様書及び指針等の最新版に準拠して行うこと。

- (1) 水道法及び関係法令
- (2) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (5) 日本水道協会規格（日本水道協会）
- (6) 水道事業ガイドライン（日本水道協会）
- (7) 水道ビジョン改訂版（厚生労働省健康局）
- (8) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (9) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

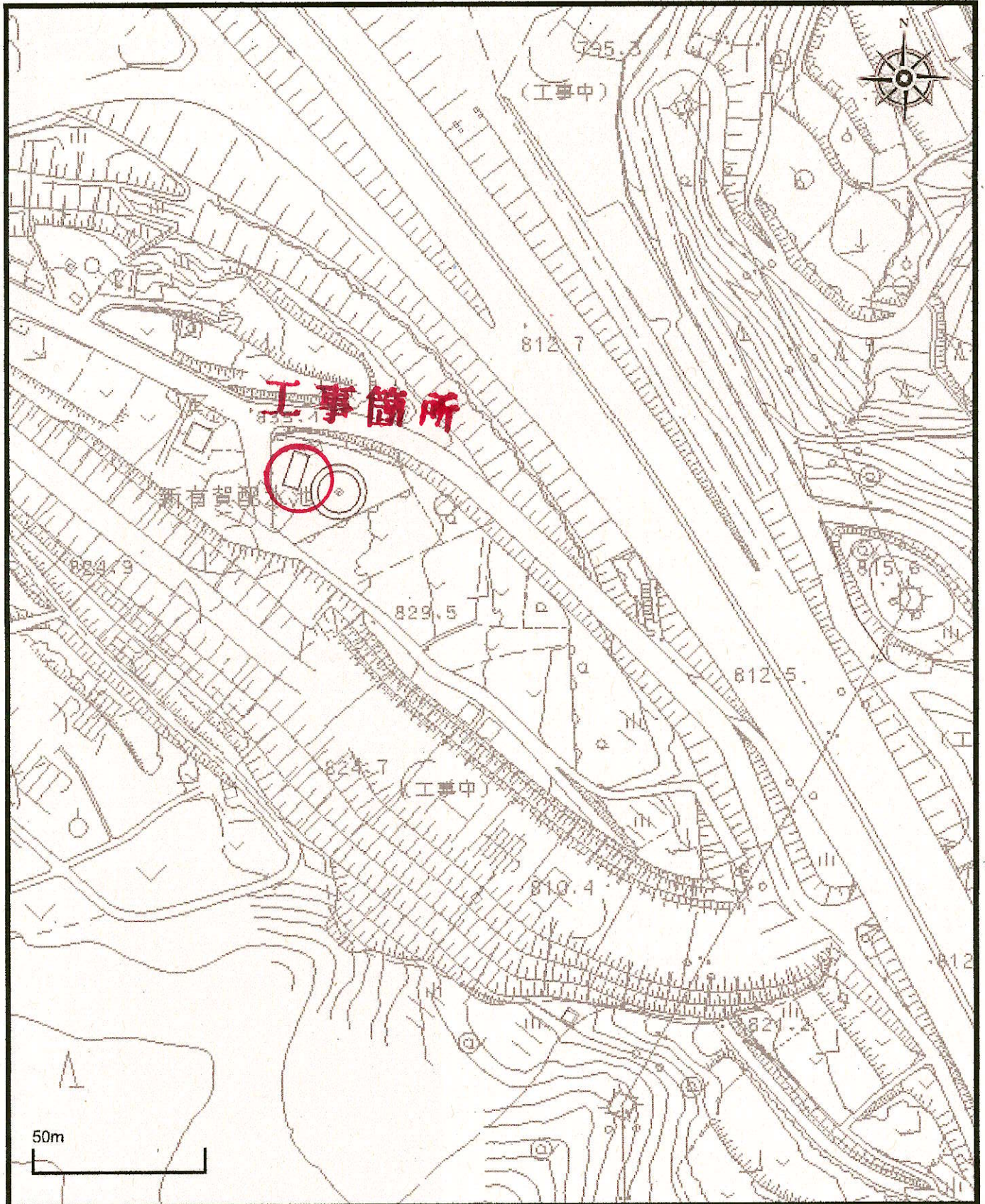




参考図面

ユーザ : suidou01
138.079942,36.025744

138.076865,36.025744



138.076865,36.022625

1 / 1,500

138.079942,36.022625

注釈 : 注釈4

2025年08月13日 10時04分

参考図面

ユーザ : suidou01
138.143565,36.016659

138.140491,36.016659



138.140491,36.013541

1 / 1,500

138.143565,36.013541

注釈 : 注釈4

2025年08月13日 10時02分